

### 身体障害者 タクシー等利用料金助成

身体に重度の障がいがある方の日常生活の利便を図るため、タクシー料金の一部を助成します。

●内容Ⅱ利用券1枚につき、タクシーなどの小型車初乗り料金を助成します。ただし利用券の使用は1回乗車につき1枚です。

●交付方法Ⅱ1人につき年度あたり24枚を交付  
\*上半期(4~9月分)を期間内に12枚、下半期(10月~翌年3月分)を期間内に12枚交付  
\*助成対象条件の詳細は、お問い合わせください。

### 障害者住宅改造 助成事業

在宅の障がい者(児)(手帳の等級制限あり)のいる世帯に対し、その住宅を居住に適するよう改造するために要する費用を助成し、

# 障がい者への補助制度を ご活用ください

障がい者を支援するための各種制度をご紹介します。ぜひ、ご活用ください。

自立した生活の維持・促進  
および介護者の負担軽減を図ります。

ただし、新築や家屋の基本的構造を変えるような大規模な内容の場合は助成の対象とはなりません。  
また、老朽化に伴う修理や修繕が目的の事業ではありません。

●内容Ⅱ居住家屋で既存の浴室・便所・玄関・台所・廊下などについて、対象者の負担軽減に必要と認められる部分。  
\*上限は50万円(介護保険法による住宅改修対象者については上限30万円)です。

●申請書は、申請書を送付する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った返信用封筒(A4版が入る大きさ)を必ず同封してください。

平成24年度串間市職員採用試験を次のとおり実施します。

- 【欠格事項】 次のうちいずれかの一つに該当する者は、受験できません。  
①日本国籍を有しない者  
②成年被後見人または被保護人  
③禁固以上の刑に処せられたはその執行を受けることがなくなるまでの者  
④串間市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

### 【試験の手続き】

申込書は、串間市役所総務課職員係で交付するほか、串間市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

### 重度心身障害者介護手当

一定の条件を満たす65歳未満の重度心身障がい者と同居する家族で、この方を介護する方を対象に月額5,000円(半年に1回支給)の介護手当を支給します。詳細はお問い合わせください。

### 未就学児じよびの教室

ことばの発達のための訓練指導教室を開催しています。

対象は、原則的に市内に居住する未就学児で、ことばの発達に遅れがある、正しい発音ができないなど、ことばに関することで心配事のある児童です。  
●日時Ⅱ原則、毎週水曜日  
\*ただし祝日を除く

●場所Ⅱ串間市総合保健福祉センター

●指導時間Ⅱ1回40分  
\*開始時刻は調整により決定。

### 宮崎県おもいやり 駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して、「おもいやり駐車場利用証」を交付しています。

この利用証を利用し、提携した商業施設、病院、銀行、官公庁など公共施設で優先して駐車することが出来ます。

●対象者Ⅱ各種障がい者手帳所持者、高齢者、難病患者、妊産婦、けがにより杖などを使用する方。  
\*ただし、手帳の等級や介

護保険の要介護度などの交付基準がありますので、詳細についてはお問い合わせください。



各制度の詳細は…

●問い合わせ先=福祉保健課自立支援係 ☎72-0333 (内線511)

●申込期限Ⅱ9月14日(金)午後5時15分必着  
\*時間は、平日(月~金)の午前8時半~午後5時15分まで(祝日は除く)。  
【試験日】  
●一次試験Ⅱ10月14日(日)  
●二次試験Ⅱ11月中旬

### 採用試験の種類・採用予定人員および受験資格

試験は次の職種のうち、いずれか一つを受験することができます。なお、受付締切後の変更はできません。

種類	職種	採用予定人員	受験資格
上級試験	一般事務	3名程度	昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者
初級試験	一般事務	2名程度	昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法に基づく大学(短期大学は除く。)又はこれと同等と認める大学校等を卒業又は卒業見込の者は受験できません。
社会人経験者試験	一般事務	1名程度	・昭和52年4月2日以降に生まれた者で、平成24年7月末日現在、会社員・自営業者等として1年以上の継続した期間にわたり、週30時間以上勤務の職務経験が通算5年以上の者 ・アルバイト、パートタイマー、公務員の職務経験も上記条件に合えば通算できます。 ・同時期に複数の事業に従事していた場合は、いずれか一方の従事期間のみを通算します。 ・休業期間(1ヶ月以上の休業期間が該当。出産休暇は除く)は職務経験に含めることはできません。 ・在職証明は、最終合格時に提出し、履歴に虚偽があったり、証明ができない場合は合格を取り消します。
上級試験	土木技師	1名程度	昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者
初級試験	消防士	1名程度	昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者で下記の要件を満たす者 (1)両眼とも視力1.0以上(矯正視力を含む)で色覚が正常であること (2)聴力が完全な者
選考試験	薬剤師	1名程度	昭和47年4月2日以降に生まれた者で薬剤師の免許を有する者又は国家試験(平成24年度実施)に合格し、免許を取得見込みの者

※資格、免許等を必要とする試験については、取得できない場合は採用になりません。

詳細については実施要領を参照してください。

●問い合わせ先=〒888-8555 (住所不要) 串間市役所総務課職員係

☎0987-72-1111内線(312・313)

ホームページアドレス <http://www.city.kushima.lg.jp>

## あなたの力を串間市に 平成24年度

# 串間市職員採用試験を実施します